

宴会場ご利用規約

アルピコプラザホテル(以下「当ホテル」と称します)では宴会又は催物(以下「宴会等」と称します)のご契約および宴会場のご利用に関して、以下の通り定めておりますので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

第1条 ご契約のお申込み

- 当ホテルに宴会等の契約をお申込みされる場合は、以下の事項をお申し出ください。
 - 宴会等の主催者、主催者の住所、連絡先、宴会等の名称および内容
 - 宴会等の開催日、開催時間および人数
 - その他当ホテルが必要とする事項
- 仮予約をされたお客様につきましては、原則としてお申し込みの日から1週間以内に宴会等の開催の有無および日時を当ホテル担当者にご連絡ください。

第2条 宴会時間と追加利用料

宴会等の会場利用時間(以下「宴会時間」と称します)は、準備から撤去時間を含めた時間といたします。この宴会時間が、当初お客様との契約で定めた利用時間を超過した場合は、超過時間に応じて追加利用料を頂戴いたします。なお、それ以降の他の宴会時間との関連で宴会時間の超過に応じられない場合もございます。

第3条 有料人数と最終確認

ご宴会開催日2日前の正午までに確定した人数を当ホテル担当者までお知らせください。以降、出席されるお客様の人数が減少した場合であっても確定した人数分の料金を頂戴いたします。また、すでに発注その他手配が完了しているものに関しては完了している発注・手配数分の料金を頂戴いたします。

第4条 装飾・演出等の手配

- ご宴会等に関連する装飾・演出(看板・装花・レセプタントなど)の手配につきましては、当ホテル指定業者に手配させていただきます。
- お客様が当ホテル指定業者以外に直接依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前に当ホテルの了解を得ていただきます。当ホテル了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う諸事項(宴会等に関する装飾演出等の機器及び材料の搬入・搬出、看板等のサイズ、取り付け方法及び設置)につきましては、当ホテルの外観導線等を考慮し、一定のルールの下に実施していただくよう当ホテル担当者の指示に従っていただきます。
- お客様が直接ご用意される場合も、事前に当ホテルの了解を得ていただき、当ホテル担当者の指示に従っていただきます。この場合においては当ホテルの定める基準により別途料金をお支払いいただく場合もございます。

第5条 内金(予約金)

宴会等お申込みの時に内金のお支払いをお願いする場合がございます。内金の総額およびお支払い期日は宴会等の内容および見積り総額に基づき当ホテルより提示させていただきます。また、お支払い期限までに内金のお支払いがされていない場合には、お支払い期日の翌日にお客様の都合により宴会等のお取消しがなされたものとし、次条に定める取消料金を申し受けます。

第6条 取消料

ご契約された宴会等をお客様の都合によりお取消し又は期日変更される場合には、下記の取消料とそれまでに要した費用を申し受けます。

お取消し日	取消料
① 開催日の60日～31日前まで	室料の30%
② 開催日の30日～11日前まで	見積り金額の50%
③ 開催日の10日～2日前まで	見積り金額の80%
④ 開催日の前日および当日	見積り金額全額

※当ホテルによる発注・手配が完了している商品につきましては、その料金を別途申し受けます。
※取消料の算定は、最も新しい見積り金額によるものといたします。

第7条 お支払い

最終確定金額と内金との差額(以下「差額」と称します)のお支払いについては、以下の通りとさせていただきます。ただし、お支払いの条件について別途ご契約させていただいたお客様はこの限りではございません。

- 宴会等に参加されるお客様が不特定対象である場合には宴会等の開催日当日のお支払いとさせていただきます。
- 請求書による後日お支払いの場合は、お支払期日を宴会等の開催日の翌月末までとさせていただきます。当ホテルにて現金もしくはクレジットカード、又は当ホテル銀行口座へのお振込みによりお支払いください。なお、振込手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

第8条 禁止事項

お客様又はお客様の関係者は、以下に掲げる項目は禁止事項となっておりますのでご遠慮ください。

- 大音響を発する物の持込み
- 盲導犬・介助犬・聴導犬以外のペット(愛玩動物)・家畜類の持込み
- 悪臭を発する物の持込み
- 発火又は引火性の物品など危険物の持込み
- 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動
- 当ホテルの什器、備品等の移動および損壊・汚損行為
- 当ホテルの施設の損壊・汚損行為
- ご契約時の利用目的以外での利用
- 法令で禁止されている行為、公序良俗に反する行為

第9条 不可抗力

天変地異、自然災害、戦争等不可抗力により、当ホテルが契約上の義務を履行できない、又は履行期限を遵守できない場合、当ホテルは責任を免れるものとします。また当ホテルは、この場合においてはお客様に書面又は電子的方法によって通知を行い、ご契約を解約することができるものとさせていただきます。

第10条 クロークの預かり

当ホテルでは、現金・貴重品などの高価品についてはクロークで預かりできません。

第11条 お申し込みの拒否・ご契約の解約

当ホテルは以下に掲げる場合において、宴会等のお申込みをお断り、又はすでに宴会等のご契約を締結いただいた場合は解約させていただくことがあります。なお、本条の拒否解約により生じる損害においては、第6条の定めに準じてお支払いいただく場合がございます。

- 宴会等のご契約を締結する方、又は参加者に以下に該当する者がいるとき。
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」による指定暴力団および指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」と称します)関係者
 - 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
 - 暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員
 - 法令又は公序良俗に反する行為ををする恐れがあると判断される者
- 当ホテルもしくは当ホテルの従業員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、或いは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- この規約に違反したとき、又は違反する恐れがあると当ホテルが判断したとき。
- 当ホテル利用にあたり、その利用を容認できないと当ホテルが判断したとき。

第12条 損害賠償

- お客様およびお客様の関係者の責任により、万が一当ホテルの施設・什器・備品等を破損・損傷が生じた場合は速やかに修理いただくか、修理および損害賠償をご負担いただきます。
- 当ホテルの責任に帰することの出来ない事由により発生した解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは致しかねます。
- お客様の管理下で発生した事故や盗難につきましては、当ホテルは一切の責任を負いません。また、クロークにて発生した事故や盗難につきましては、当ホテルの故意又は重大な過失がある場合を除き当ホテルは一切の責任を負いません。

第13条 その他

- 施設および景観の保全・維持管理等に伴い、当ホテルではお客様への事前通知なく建物・植栽・室内装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がございます。
- 駐車場をご利用の際には、駐車場内に掲示しております利用規則をお守りください。なお、宴会等に出席されるお客様が当ホテルの駐車場および当ホテル提携駐車場を利用される場合には一定時間の割引が適用されます。
- その他約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものといたします。